

福栄中学校 P T A 総会資料

令和 6 年度

報告

1. 令和 5 年度年度事業報告
2. 令和 5 年度会計収支決算報告
3. 創立 45 周年記念事業収支報告
4. 令和 6 年度事業計画
5. 令和 6 年度予算
6. 会則

市川市立福栄中学校 P T A

令和5年度事業報告

1. P T A本部

- 5月 • P T A総会WEB開催
• 集金
• 草むしり
• ひかり祭協力
• 市P連オリエンテーション出席
• 市P連総会出席
9月 • 福カフェ主催クリーン作戦参加
10月 • 制服バザー開催
11月 • 市P連研究大会出席

その他 • P T A運営委員会（年間6回）
• 学校行事に協力
• 市P連式典など出席
• 会計監査
• 新本部役員選考

2. 学年委員会

- (1) 学年委員会活動報告

5月 • 集金
その他 • 進路対策卒業対策費管理
• 運営委員会出席(委員長)

(2) 葦の渚学級活動報告

- 5月 • 集金
12月 • 合同学習発表会参加
1月 • 合同卒業生を送る会参加
その他 • 運営委員会出席(委員長)

3. 専門委員会

(1) 文化厚生委員会活動報告

- 5月 • ひかり祭取材
• 市P連広報紙づくり講習会出席
6月 • 第124号「考える葦」発行
3月 • 第125号「考える葦」発行
その他 • 取材、編集会議
• 運営委員会出席(委員長)

(2) 補導委員会活動報告

- 6月 • 朝のあいさつ運動実施
11月 • 朝のあいさつ運動実施
2月 • 朝のあいさつ運動実施
その他 • 水神宮、胡録神社祭などパトロール
• 運営委員会出席(委員長)

(3) 家庭教育学級活動報告

- 7月 • 第1回高校説明会（3年生）
• 第2回進路についての茶話会
11月 • 第3回講演会&給食試食会
その他 • 運営委員会出席(委員長)

2023年度収支決算報告書

1. 収入の部

項目	予算額	収入額	備考欄
会 費	1,370,000	1,239,000	生徒・教職員等(8月分を除く)
雑 収 入	0	25,243	預金利息・バザー売上など
前年度繰越金	2,393,528	2,393,528	前年度繰越金
総収入合計	3,763,528	3,657,771	

※総収入=学期会費+雑収入+前年度繰越金

2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	支出額	予算残高	備考欄
PTA運営費	会議費	30,000	17,437	諸会議費・お茶代など
	事務消耗品費	80,000	50,426	事務用品・用紙類・印刷機インク代など
	備品費	20,000	0	備品代
	修繕費	10,000	0	パソコン周辺機器の修繕など
	リース代	260,000	267,300	△ 7,300 印刷機リース代
	交通通信費	40,000	16,600	交通費・通信費など
	負担金	140,000	118,102	PTA連絡協議会・小中体育連盟など
	涉外費	0	0	PTA連絡協議会費・各地域懇親会費など
	慶弔費	30,000	10,000	20,000
PTA活動費	小計	610,000	479,865	130,135
	学習支援費	200,000	194,789	5,211 学習支援・部活動補助費など
	学級運営補助費	20,000	0	20,000 学級運営補助費
	行事活動費	250,000	259,466	△ 9,466 入学式・卒業式・離任式関係
	体育文化活動費	220,000	181,004	38,996 会報発行・講演会費・ひかり祭・家庭教育学級など
	環境整備費	20,000	13,898	6,102 学校環境整備など
	校外補導費	10,000	548	9,452 パトロール・生徒指導関係など
その他	小計	720,000	649,705	70,295
	災害備品費	0	0	0
	周年積立	100,000	100,000	0
	予備費	2,323,528	96,000	2,227,528 式典看板など
	小計	2,423,528	196,000	2,227,528
	合計	3,753,528	1,325,570	2,427,958

3. 差引残高

総収入合計額	総支出合計額	差引残額
3,657,771	1,325,570	2,332,201

※残金は、2024年度へ繰り越します。

上記の通り報告します。

上記の通り会計監査を実施しました。

2024年 3月 29日

2024年 3月 29日

会計

小本由美子
益子由紀子

会計監査

山本知枝
辻本りい

令和5年度特別会計決算報告書

周年積立金

1. 収入の部

	金額	摘要	要
前年度繰越金	1,678,084		
利息	0	預金利息	
本年度積立金	100,000		
	1,778,084		

2. 支出の部

総支出合計	648670

3. 差引残高

総収入合計額	総支出合計額	差引残額	摘要	要
1,778,084	648,670	1,129,414	残金は令和6年度へ繰越します。	

上記の通り報告します。

上記の収支決算報告書を適正と認めます。

令和6年 3月 29日

令和6年 3月 29日

会計 山本由美子
会計監査 山本知枝
会計監査 辻本りお

令和6年度事業計画

1. PTA本部

- ・運営委員会、役員会の開催
- ・学校行事へ協力
- ・市P連関係行事へ参加、協力
- ・市P連研究大会へ参加
- ・県P連研究大会へ参加
- ・総会の企画と実施
- ・部活動の奨励と援助
- その他

※市P連…市川市PTA連絡協議会

2. 学年委員会、葦の渚学級

- ・PTA会費集金の業務補助
- ・その他、学校行事への協力

3. 専門委員会

- (1) 文化厚生委員会
 - ・会報の編集、発行などの広報活動
『考える葦』発行
- (2) 補導委員会(パトロール係)
 - ・学区内パトロールの企画と実施
 - ・生徒の校外生活の健全化と、安全確保のための諸活動
 - ・朝の挨拶運動の企画、実施
 - ・その他、学校行事への協力
- (3) 家庭教育学級
 - ・給食試食会など親睦会の開催
 - ・招いた先生方による講演会などの開催

2024年度会計収支予算書

1. 収入の部

(単位:円)

		予 算 額	摘 要
1	会 費	1,400,000	年会費2,000円／家庭
2	雑 収 入	0	預金利息、バザー売上など
3	繰 越 金	2,332,201	前年度繰越金
総 収 入 合 計		3,732,201	

2. 支出の部

(単位:円)

項 目		予 算 額	摘 要
PTA運営費	会 議 費	20,000	諸会議費・お茶代など
	事務消耗品費	150,000	事務用品・用紙類・印刷機インク代など
	備 品 費	20,000	備品代
	修 繕 費	10,000	パソコン周辺機器の修繕など
	リース代	220,000	印刷機、パソコンリース代
	交通通信費	20,000	交通費、通信費、口座振替手数料など
	負 担 金	120,000	PTA連絡協議会・小中体育連盟など
	慶弔 費	20,000	
小 計		580,000	
PTA活動費	学習支援費	200,000	学習支援・部活動補助費など
	学級運営補助費	550,000	学年運営補助費
	行事活動費	245,000	入学式・卒業式・離任式関係
	体育・文化活動費	210,000	会報発行・家庭教育学級・講演会参加費など
	環境整備費	20,000	学校環境整備など
	校外補導費	2,000	パトロール・生徒指導関係など
小 計		1,227,000	
その他	周 年 積 立	100,000	周年積立特別会計へ振替
	災害備品費	150,000	
小 計		250,000	
総支出合計		2,057,000	
予 備 費		1,675,201	
総 合 計		3,732,201	

市川市立福栄中学校 P T A会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、市川市立福栄中学校 P T Aと称し、事務所を学校内に置く。
- 第2条 本会は、学校・家庭ならびに地域社会が協力して、生徒の幸福な成長をはかり、併せて本校の教育活動に協力することを目的とする。
1. 家庭と学校とは常に連絡を緊密にとり、教育について父母と教師の協力をはかる。
 2. 教育環境の整備充実をはかる。
 3. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
 4. 生徒の校外生活の指導と、保健衛生及び体力の向上をはかる。
 5. 学校行事へ協力し、生徒の幸福な成長をはかる。
 6. 特定の政党、宗教、思想に偏ることなく目的の達成をはかる。
 7. その他、必要と認められる事項。

第2章 会 員

- 第3条 本会の会員は、入会届を提出した本校生徒の保護者（父母又はこれに代る者）並びに教職員とする。

第3章 役 員

- 第4条 本会には、次の役員を置く。
- 名誉会長 1名
会長 1名
副会長 若干名（教頭・教務主任を含む）
会計 若干名
会計監査 若干名
- 第5条 校長は、学校経営の立場から、名誉会長としてこれに参加する。
- 第6条 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残余の期間とする。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長 本会を代表して、会務を総括する。
 2. 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、会務を代行する。会務を記録し、会員に知らせる。
 3. 会計 総会で決定した予算に基づき、一切の経理を処理し、かつ管理する。
 4. 会計監査 会計事務を監査する。
- 第8条 役員は、会長の招集により、役員会を構成する。
- 第9条 役員は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。
- 第10条 役員の選任は、次のとおり行う。
1. 役員は、アンケートをもとに選出され、総会の承認を経て決定する。
 2. 役員選考委員会は、運営委員、各学年委員から5名程度選ばれ構成する。
 3. 互選により委員長、副委員長を選出し、委員長はこれを招集する。

第4章 総会

- 第11条 総会は全会員で構成され、全会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。
- 第12条 総会は、本会の最高議決機関である。その議決は出席会員の過半数による。
- 第13条 総会は、毎年度始めに定期総会を開催する。他に必要に応じて臨時総会を開くことができる。オンライン・書面開催を含む。
- 第14条 総会は、会長がこれを招集し、総会議長は総会において選出される。
- 第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
1. 会務の報告と承認
 2. 予算及び決算の承認
 3. 役員の選出
 4. 会則の変更
 5. その他、重要な会務

第5章 運営委員会

- 第16条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であり、次の構成員により構成する。
1. 第4条に定める役員（但し会計監査は含まず）
 2. 各専門委員会委員長
 3. 各学年委員長
 4. 少年補導員（校長推薦により選出された者）
- 第17条 運営委員会は、総会で承認された会務及び予算に基づき、その企画調整及び運営にあたる。
- 第18条 運営委員会は、会長が招集し、その議決は出席委員の過半数による。ただし委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。オンライン・書面開催を含む。
- 第19条 運営委員会は、定例委員会及び必要に応じ、臨時の委員会を開くことができる。

第6章 専門委員会

- 第20条 専門委員会は、本会の活動に必要な事業の企画並びに調整にあたり、執行する。
但し各委員において、選出者がいない場合は一年間の活動を停止する。
- 第21条 専門委員会の種類と業務内容は、次のとおりとする。
1. 文化厚生委員会
 - 会報の編集、発行
 - 会員の文化活動並びに体育活動の企画実施
 - 生徒の福利厚生、文化活動並びに体育の援助及び奨励
 2. 補導委員会
 - 生徒の校外生活の安全確保と健全育成
 - 学区内における環境対策、整備の活動
 3. 家庭教育学級
 - 家庭における教育力の向上と会員同士の親睦のための企画、運営
- 第22条 各専門委員会は、年度始めにアンケートをもとに選出し、互選により委員長が選任される。

第7章 学年委員会

第23条 学年委員会については次のとおりとする。

1. 学年委員会は、アンケートをもとに選出された各クラス2名程度の学級代表並びに学年の教員により構成され、本会の学年活動を運営する。
2. 臨時に集金業務を学校より依頼された場合、諸費集金業務にあたる。
3. 学年委員は進学対策卒業対策委員会についての業務を兼ねるものとする。

第24条 学年委員長は学年委員の中から互選により選ばれる。

第25条 学年委員長は、必要に応じて学年委員会を招集し、議事を運営委員会に報告する。

第8章 会計

第26条 本会の経費は、会費・事業収入・その他を以ってこれにあてる。

第27条 会費については次のとおりとする。

1. 会費は一世帯年額2000円とする。
2. 年度途中の転出入があった場合は、前期分・後期分として会計処理をする。
3. 大規模災害などによる活動停止、縮小が見込まれる場合は、総会の議決により会費の減額を行うことが出来る。

第28条 本会会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 (1)

本会則は、昭和54年11月10日から実施する。

付 則 (2)

ただし昭和54年11月10日より昭和55年度までの間は、本会会則第3条、第4条の規定にかかわらず、役員を置かず、代わりに父母より10名の本部運営委員を選出し、総会の承認を得て役員の任務を代行するものとする。

付 則 (3)

本会則は、昭和62年4月18日より一部改正し、施行する。

本会則は、昭和63年4月23日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成4年3月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成18年4月27日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成23年5月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成25年5月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成27年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和3年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和5年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。

表 彰 規 定

- 第1条 この規定は、本会の振興発展に功績のある個人の表彰に必要な事項を定める。
- 第2条 会員で、その業績が会並びに会員の向上、生徒の福祉増進、教育の振興など顕著である場合。
- 第3条 表彰は表彰状を授与し、記念品を贈呈する。
- 第4条 表彰は、会員および学年委員長、専門委員長の具申を運営委員会が受けて決定する。

慶弔規定

- 第1条 この規定は、会の事業の一環として、慶弔について定める。
- 第2条 会員および団体に対する慶弔金は次の通りとし、金額については、運営委員会で決定する。
1. 本校と同一ブロック内にある小・中学校に於ける行事。
 2. 教職員が転・退任された場合は記念品を贈呈するものとする。
- 第3条 会員および生徒死亡の場合は、死を悼み謹んで弔慰する。(弔慰金 5,000円)
- 第4条 その他、必要と認めた場合は、役員協議の上、慶弔、および見舞いを行うことができる。

付 則

この規定は、昭和54年11月10日より施行されるものとする。

この規定は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。

この規定は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。